

用語解説

あ

▶ ICT（アイシーティー）

情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

▶ 愛着

養育者と子の間の根本的、基本的な絆。

▶ アセスメント

利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。

▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン

子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示すとともに、県の施策の方向性と取組内容を具体化したもの（平成29（2017）年2月策定、令和4年3月に第2期プランを策定）。

▶ アドボケイト

権利表明が困難な子供や高齢者、障害者等、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること（あるいは、代弁・擁護する者）

い

▶ 育児休業取得率

原則1歳に満たない子を養育している従業員のうち、育児休業を取得した人の割合。

▶ イクちゃんネット

妊娠・出産・子育てに関する行政上の手続、急なケガや事故・病気等のいざというときの対応、親子で参加できるイベント情報、子育て家庭がうれしいサービスを提供する店舗等、子育てに関する様々な情報を掲載したポータルサイト。

▶ 5つの力

本県の乳幼児期の子供たちに、主体的な遊びや生活を通して育みたい力のこと。

「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、
「やりぬく力」、「人とかかわる力」

▶ 医療型短期入所

自宅において重症心身障害児等の介護を行う者が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害児等を病院等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援。

▶ 医療的ケア

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為。

う

▶ う蝕

いわゆる「虫歯」のこと。

え

▶ AI（エーアイ）

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。

▶ ADHD（エーディーエイチディー）

注意欠陥多動性障害。注意持続の欠如もしくは、その子供の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。

▶ SNS（エスエヌエス）

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト。Social Networking Service の略。

▶ NICU（エヌアイシーユー）

新生児集中治療室（低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室）。Neonatal Intensive Care Unit の略。

▶ 園・所等

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）・認可外保育施設等。

▶ 延長保育

保育所、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業。

お

▶ オトモポリス

犯罪発生情報や不審者情報、交通事故発生情報や特殊詐欺関連情報をお知らせするほか、防犯ブザー機能や現在地送信機能等の防犯に関する機能を備えた広島県警察が運用するアプリ。

正式名称は、広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」。

▶ オレンジ（子供の権利）ノート

児童養護施設に入所する児童等に配付して、自らの権利が守られることや、困った時には助けを求めることができることなどを説明するための冊子。

▶ 「親の力」をまなびあう学習プログラム

広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）。

か

▶ 学齢期

学校に就学して教育を受けることが適切であるとされる時期。満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）。

▶ 家庭支援事業

子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充するため、令和6年4月から新たに市町村の事業として創設された、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」に既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業。

▶ 家庭養育優先原則

子供の養育に当たっては、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という子供の基本的なニーズを満たすことの重要性等から、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。

国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養子縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合には子供ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成28（2016）年児童福祉法の改正により示された。

▶ カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

き

▶ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

▶ 休日夜間急患センター

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために市町が設置している医療施設。

▶ 救命救急センター

重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として知事が指定する医療施設。県内では8施設が指定されている。

▶ 協働的な学び

子供一人一人のよい点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働して行う学び。

く

▶ グローバル・マインド

地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観。

け

▶ 刑法犯認知件数

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律等に規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数。

▶ 県子ども家庭センター

児童相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する県の相談支援機関。県内に3か所（西部、東部、北部）設置。

こ

▶ こいのわボランティア

広島県が認定する結婚支援ボランティア。

▶ こいのわ出会いサポートセンター

結婚を希望する若者を支援するため、広島県が支援する公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営する結婚支援センター。

▶ 合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

▶ 校内教育支援センター

（スペシャルサポートルーム）

不登校等の児童生徒が落ち着いて、自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の空き教室等を活用して設置した部屋。

▶ 子育て応援イクちゃんサービス

企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭、妊婦向けに提供するサービス。親子で出かけやすい環境づくりを目指して、県と公益財団法人ひろしまこども夢財団が普及を図っている。

▶ 子育てスマイルマンション認定制度

マンションの住戸内・共用部等の「ハード仕様」、子育て支援サービス提供等の「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定し、情報発信する制度。

▶ （都道府県）こども計画

こども基本法の第10条第1項により、都道府県が定めるよう努めるものとされている計画。都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県における子供施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。

▶ 子供、児童、若者

子供、児童や若者の定義は法律や事業によって異なる場合があるが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、子供が若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「概ね30歳未満」を目安としている。

▶ （都道府県）子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法の第62条第1項により、都道府県が定める計画。都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

▶ 子供食堂

地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）

▶ こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため策定された計画であり、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子供に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

▶ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育てを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付。

▶ こどもまんなか

すべての子供や若者たちが幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今とこれからにとって最も良いことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

▶ 子ども・若者支援協議会

不登校、ひきこもり、ニート、非行等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対し、適切に組み合わせた支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき地方公共団体が設置する、関係機関等による協議会。広島県では、県の協議会を設置している。

▶ 個別最適な学び

子供の学習進度や興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することにより、子供が自ら調整しながら学習を進めていく学び。

▶ 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。

▶ 個別の指導計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。

さ

▶ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型がある。

▶ 里親支援センター

里親のリクルート、研修、児童とのマッチング、委託中における養育への支援及び委託措置解除後の支援といった、里親支援事業を行うほか、里親と養育される児童並びに里親になるようとする者について、相談その他の援助を行う施設。

▶ 産後ケア

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行うこと。産後に心身の不調や育児不安がある人、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない方及び新生児等を対象に、宿泊、デイサービス、アウトリーチ等により市町が提供するサービス。

▶ 産婦健康診査

出産後の母親に対し、産後2週頃と4週頃の計2回行う健康診査。産後は身体的・精神的に不安定であり、心身の状況及び精神状況のアセスメントを行うことで、早期支援につなげることを目的とする。

し

▶ 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項により、都道府県が策定することができる計画。都道府県は行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子供の養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

▶ 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。幼稚園や保育所の多くでは、以前から、自然環境を活用した体験活動を日々の教育や保育に取り入れる取組が行われており、近年では、自然との触れ合いを大切にする「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。

▶ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

▶ 児童家庭支援センター

児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。

▶ 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない義務。すべての人に通告義務がある。

▶ 児童自立支援施設

不良行為や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童を入所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、退所した者に対し相談やその他の援助を行う施設。

▶ 児童自立生活援助事業

義務教育終了後、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、共同生活を営む住居等において、社会的自立の促進のため、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事業。住居等としては、自立援助ホームのほか、児童養護施設や里親の居宅等がある。

▶ 児童心理司

児童相談所に配置が義務づけられている児童心理の専門職。子供、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子供、保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもしれないと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

▶ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

▶ 児童福祉司

児童相談所に配置が義務づけられている児童福祉の専門職。子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な調査、社会診断、支援・指導、関係調整等を行う。

▶ 児童福祉審議会

児童福祉等に関する事項を調査審議するため、都道府県が設置する附属機関（市町村も設置可能）。本県では、広島県社会福祉審議会児童福祉分科会が該当する。

▶ 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対する手当制度。

▶ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、環境上養護が必要な児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対し相談や自立のための援助を行う施設。

▶ 姉妹校等交流

姉妹校提携を結んでいる海外の学校やそれに準ずる学校と交流を行うこと。海外姉妹校の生徒を広島に招いたり、修学旅行や留学等で海外姉妹校を訪問するなどの交流を行っている。

▶ 市町こども家庭センター

市町が設置する児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児および幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う施設。

▶ 社会的養育

社会が子供の養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子供を対象として支援を行う考え方を表したもの。「社会的養護」のみならず、市町が行う地域子育て支援拠点事業等の地域における子育て支援施策全般も含まれる。

▶ 社会的養護

保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

▶ 社会的養護経験者等

里親等や施設への委託・措置を解除された者やそれ以外の者で児童自立生活援助事業が必要な者、そして、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等。

▶ 社会的養護自立支援拠点事業所

社会的養護経験者等が相互の交流を行い、情報の提供、相談、助言、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業所。

▶ 周産期

妊娠後期（妊娠 22 週）から新生児早期（生後 7 日未満）の期間。

▶ 周産期母子医療センター

周産期に係る高度な医療を対象とした医療施設で高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターと比較的高度な周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センターとがある。

▶ 主体的な学び

学習者基点の能動的な深い学び

▶ 受動喫煙

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。

▶ 少年サポートセンター

少年の非行防止や立ち直り支援等に関し、関係機関・団体と連携した活動を行う拠点として、少年に関する相談への対応や各種体験活動・学習支援等を行う機関。

▶ 情報リテラシー

情報化社会で情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力。

▶ ショートステイ

保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として 7 日以内）。

▶ ジョブサポートティーチャー

就職支援教員。県内特別支援学校の就職支援の取組の一環として、次の業務を行う者。

- ① 就業体験や・職場実習の受入先・求人企業 の開拓
- ② ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携
- ③ 担任・進路指導主事等との連携
- ④ 校内研修会等の講師
- ⑤ 生徒への面接指導
- ⑥ 就業体験・職場体験における生徒の支援

▶ 自立援助ホーム

児童自立生活援助事業のひとつで、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、社会的自立を促進するため、これらの者が共同生活を営む住居。

す

▶ スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理又は福祉の専門性を有する人材に対して、より高度な専門性からの助言や支援を行う人材。

▶ スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

▶ スクールサポーター

生徒指導上の課題を抱える学校に赴き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭補導活動の少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。

▶ スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

せ

▶ 性被害ワンストップセンターひろしま

性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口。

▶ 全国学力・学習状況調査

全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国が平成19（2007）年度から実施している調査。教科に関する調査（国語、算数・数学等）と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査がある。

そ

▶ ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策。

▶ ゾーン30 プラス

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる更新を図るため、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせる交通安全の向上を図る生活道路対策。

た

▶ 待機児童

保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。

▶ 体罰

身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）。ただし、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為（道に飛び出しそうな子供の手をつかむなど）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子供に暴力を振るうのを制止するなど）等は、体罰には該当しない。

▶ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

▶ 探究的な学び

子供自身が自分で問いを設定し、その問題を解決するために情報を収集・分析し、意見を交換したり協働したりしながら進めていく学び。

ち

▶ 地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所等、様々な場所で、行政やNPO法人等が担い手となっている。

▶ 地域子ども・子育て支援事業

市町が地域の子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供し、子育て相談をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図るための事業。

つ

▶ 通級による指導

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。

て

▶ DX（ディーエックス）

デジタルトランスフォーメーション。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

▶ 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の児のこと。

▶ DV（ディーバイ）

配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）。Domestic Violenceの略。※配偶者には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含む。また、元配偶者等も含む。

▶ デジタイゼーション

IoTの進化によって、生活の中ではあらゆるモノやコト、ビジネス面では商品やサービス、それらを企画・開発・製造する工程や販売、流通やマーケティング、さらには消費者の体験、これらのバリューチェーンの隅々にまでデジタルを適用すること。

▶ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の総称。

と

▶ 特別支援学級

特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障害のある子供の教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

▶ 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

▶ 特別支援学校技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して広島県が開発した認定資格に基づく検定。清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工の5分野で実施。

▶ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

▶ 特別養子縁組

子供の福祉の増進を図るために、養子となる子供の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

▶ 共育で

家庭内で夫婦（パートナー同士）が協力し合って家事、育児に取り組むこと。

に

▶ 二次保健医療圏

地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要なとされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のうち、保健医療の基本的単位のこと。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」がある。

▶ 乳児院

乳児を入院させて、これを養育するとともに、退院した者に対し相談その他の援助を行う施設。

▶ 乳幼児期

乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児…満1歳未満の者、幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。

▶ 乳幼児教育支援センター

平成30（2018）年4月に広島県教育委員会事務局内に設置された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点となる部署。

▶ 乳幼児健康診査

市町が、乳幼児の健康状態や発達状況を確認するために行う健康診査。1歳6か月児及び3歳児を対象とした健康診査は法律で定められており、法定健診ともいう。

▶ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、幼保連携型は平成27（2015）年4月から「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として新たに位置づけられた。

▶ 妊孕性

妊娠するために必要な能力のことであり、生殖器や性功能等、男女両方に関わる。

の

▶ ノンステップバス

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを概ね 30 cm 以下とし、乗降口に段差をなくしたバス。

は

▶ パーマネンシー保障

親による養育が困難な場合、子供の成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方。

▶ ハイリスク妊娠・分娩

母体又は胎児・新生児におけるリスクの高い妊娠及び分娩。

▶ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

ひ

▶ PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

生産技術における品質管理等の継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

▶ 病児保育

地域の児童を対象に、その児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が保育する事業及び保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かる事業。

▶ 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター

新生児聴覚検査の結果等について、システムを活用して関係機関と共有・連携を行い、対象者に確実なフォローを行う。また、新生児聴覚検査に関する普及啓発等も行っている。

▶ 広島県性と健康の相談センター

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導、プレコンセプションケアの実施等、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行っている。

▶ 広島県地域医療支援センター

都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられており、広島県では、（公財）広島県地域保健医療推進機構内に設置されている。（県委託事業）臨床研修医の確保、県内外医師への就業あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援等、医師の確保と定着促進に係る各種取組を進めている。

▶ 広島県不妊専門相談センター

広島県性と健康の相談センターの一部であり、不妊や不育に悩む者等を対象に、不妊・不育に関する相談指導、不妊治療等に関する情報提供を行っている。

▶ 広島県保育士人材バンク

保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。

▶ 広島県学びの基盤に関する調査

学力に大きな課題がある児童の減少を目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握するため、小学校第 2 学年を調査対象として開発した、教科の学習の基盤となる「言葉、語彙」、「数、形、量」、「思考力、推論力」に関する調査。

▶ ひろしま自然保育認証制度

自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、県独自の基準により認証する制度（幼稚園、保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設等も、認証の対象）。

▶ ひろしまネウボラ

子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。

▶ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

広島から、ユニコーン企業のように、企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標とした広島県の取組のこと。

※ユニコーン企業とは、創業10年以内で企業価値10億ドル以上の非上場のベンチャー企業。

ふ

▶ ファシリテート

人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していくこと。

▶ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

▶ ファミリーホーム

保護者のない子供又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子供を、里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に迎え入れ、子供の自立を支援する事業（または、その事業をおこなう住居）。子供の定員は6人までで、養育者には資格要件がある。

▶ フィルタリング

一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWeb等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。

▶ フォスタリング

里親の広報、リクルートやアセスメント、里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、子供を委託中の里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子供にとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

▶ フリースクール

主に不登校等の児童生徒を対象として、相談や学習機会、安心して過ごせる居場所の提供等を行う、民間施設やNPO等。

▶ プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組のこと。

ほ

▶ 放課後子供教室

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業。

▶ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。

▶ 放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、子供の健康管理、安全確保、自主性、社会性、創造性を培う遊びや体験活動等、放課後児童クラブに通う子供への育成・支援を行う者。保育士や社会福祉士等の資格を持ち、都道府県等が指定した「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

▶ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所した者に対し相談や援助を行う施設。

▶ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭等の修学資金・就学支度資金等の資金需要に対する貸付制度。

▶ 母子・父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

▶ ポピュレーションアプローチ

「集団全体への働きかけ」であり、母子保健・子育て支援分野においては全ての子育て家庭を対象とした予防的支援（働きかけ）。

ま

▶ 学びの変革

知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。

▶ 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情等に関わらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として実施される方策・制度。

▶ マネジメントサイクル

児童生徒の体力等を分析した上で、実態に応じた目標設定及び取組方針を策定するとともに、その成果を評価・検証し、次に生かすなど、「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」による仮説・検証型プロセスを循環させるフレームワーク。

み

▶ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。

め

▶ 面会交流

離婚後に子供が非同居親と行う面会。

よ

▶ 養育費

離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用。

▶ 幼児教育アドバイザー

乳幼児教育支援センター等に配置され、園・所等を訪問して、その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等の支援に従事する専門職員。

▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償となる制度。

▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

▶ 幼保小連携・接続

園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていくこと。

ら

▶ ライフデザイン

自身が「将来どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、自分の生き方の構想を描くこと。

り

▶ リクルート

人員の募集。求人。

▶ リトルベビーハンドブック

小さく生まれた赤ちゃんとその家族のための母子健康手帳のサブブックとして、広島県が作成したもの。

※本県における子供の表記について

原則「子供」と表記しているが、法律や全国一律の制度等に「こども」「子ども」が使用されている場合はそのとおりに表記している。